

「資格審査申請表」

募集No :

〇〇〇〇株式会社

品名 :

No	応募資格及び応募条件	資格及び条件承諾の有無 (該当する方を○で囲む)		必要な提出資料	備考
1	予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない。	該当しない	該当する	—	
2	応募及び契約締結時に有効な競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する又は有する見込みがある。	有している又は有する見込みがある	有していない	資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し(申請中の場合は申請していることを証する資料)	
3	防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。	受けていない	受けている	—	
4	前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行うおうとする者でないこと。	該当しない	該当する	—	
5	警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等から排除対象者として指定されている者でないこと。	該当しない	該当する	—	
6	仕様書で要求する、本改修を履行するための知識、技術及び設備等を保有又は準備できることを証明できる者であること。	付紙「契約希望品目表」による。		当該プログラムの製造又は改修契約実績のあるものは、その契約書の写し。それ以外は本文第4項2号に示すところに問合わせること。	
7	システム全体としての整合性を保てる改修ができ品質保証が可能な者であること。	可能である	可能でない		
8	不具合発生時、迅速かつ継続的に対応可能な者であること。	可能である	可能でない		
9	第2補給処十条支処が定めた役務請負契約条項を適用して契約を締結することが可能な者であること。	可能である	可能でない		
10	契約の履行に当たり必要となる法令、規定に基づく許認可等を有している者、又は、契約締結までに必要な許認可を取得できる見込みの者(下請負者が有している場合も含む。)であり、特許権、実用新案権、著作権等その他の知的財産に関し法令により定められた権利及び技術的知識を使用可能なもので、かつ、法令上保護される第三者の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じている者であること。	条件を満たす	条件を満たさない	契約履行に当たり必要な許認可等がある場合は、条件を満たすことを証明する資料。ただし必要な許認可等がない場合はその旨記載のこと。	
11	秘密を取り扱う場合には、秘密に関する文書、図面及び物件を保管できる設備を有し、かつ、航空自衛隊の例規類に準じた秘密保全に関する自社規則の定めがあるとともに、秘密を取り扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを確認した者を充てることができる者であること(特別防衛秘密を取り扱う場合も、同様とする。)	条件を満たす	条件を満たさない	契約履行に当たり秘密を取り扱う場合は、条件を満たすことを証明する資料。ただし取り扱わない場合はその旨記載のこと。	
12	契約の履行に当たり保全すべき情報が存在する場合、知り得た保護情報の取扱いを適切に管理できる者であること。	適切に管理できる	適切に管理できない	適切に管理できることを証明する資料。ただし保全すべき情報が存在しない場合はその旨記載のこと	
13	契約の履行に当たり官が保有する資料等の貸付を希望する場合は、その使用時期及び保管等について、個々の貸付条件を承諾して適切に維持管理できる者であること。	適切に維持管理できる	適切に維持管理できない	適切に維持管理できることを証明する資料。ただし当該契約実績のある者は、その契約書の写し。	
14	航空自衛隊第2補給処十条支処公示第23号(平成27年11月18日)に基づく必要な措置を講じていること。	該当しない又は必要な措置を講じている	必要な措置を講じていない		

当該年度の企画競争又は公募において既に提出済みの資料がある場合は、その旨を記して提出を省略することができる。